

## 会 議 記 録

会議名称	平成 25 年度第 1 回 杉並区産業振興審議会
日 時	平成 25 年 6 月 5 日（水）午後 4 時 04 分～午後 4 時 38 分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	委員 井上、今村、大平、金子（憲）、小淵、小竹、坂田、下田、滝澤、 田中、内藤、中村（浩）、中村（實）、金子（征）、松島、松本、 和田 区側 区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター次長、 管理係長
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度第 1 回杉並区産業振興審議会次第</li> <li>・第 1 回杉並区産業振興審議会席次表</li> <li>資料 1 杉並区産業振興計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙 1 意見の概要と区の考え方</li> <li>別紙 2 計画案の修正一覧</li> <li>別紙 3 杉並区産業振興計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>－地域ににぎわいと活力を生み出す住環境と調和した杉並らしい産業の振興－</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>資料 2 諮問事項に対する答申について</li> </ul>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 杉並区産業振興計画の改定について</li> <li>(2) 条例答申の構成について</li> </ul> </li> <li>3 連絡事項</li> <li>4 閉会</li> </ol>

○産業振興センター次長 それでは、皆さん、暑い中、また、大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから平成25年度第1回の杉並区産業振興審議会の進行を会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。この審議会もしばらく開かれておりませんでした。いよいよ、我々が昨年度に行った答申をもとに、条例化の作業が進んでいきます。きょうは、そういった条例作成に向けて、この審議会としてどういう答申にしていくかについて、議論していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配付資料の確認、欠席委員及び委員の変更等について、お願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。

本日は、3名の委員が欠席していらっしゃいます。出席委員は17名ですので、本審議会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、委員に変更がございましたのでご報告いたします。

岩通ユニオン労連の会長の変更に伴いまして、本審議会の福田委員の後任に、金子征治委員が本年2月1日より就任しております。任期は前任者の任期を引き継ぎます。

それでは、金子（征）委員に一言お願いしたいと思えます。

○委員 はい。前任の福田にかわりまして、久我山にあります岩崎通信機労働組合の委員長をやっております金子です。勉強不足の面はありますが、前任者同様、引き続きよろしくお願いいたします。

○産業振興センター次長 また、杉並区の商店連合会の代表としてこれまで審議会にご出席いただいております徳田委員が、先般、同会の会長職をご勇退されました。これに伴いまして、審議会委員についても辞任したいとの旨の連絡を頂戴しております。後任につきましては近日中に決定することをご存じますので、次回の審議会のときにはご報告できるかと思えます。

また、ここで、4月の区の人事異動に伴いまして、当センターの職員に変更がございましたので、ご紹介させていただきたいと思えます。

改めまして、私、センター次長の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、管理係の竹田係長でございます。

○管理係長 竹田です。よろしくお願いいたします。

○産業振興センター次長 都市農業係の尾上係長でございます。

○管理係長 ただいま、電話で外しております。

○産業振興センター次長 すみません。

また、本日欠席しておりますが、都市農業担当として石原副参事が着任しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、審議会の議事次第に従いまして、議題の審議に入っていきたいと思えます。

きょうの最初の議題は、杉並区産業振興計画の改定についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、資料1「杉並区産業振興計画の改定について」をごらんください。これは、杉並区産業振興計画（案）として、区民等の意見提出手続、いわゆるパブリックコメントに付しましたので、その実施状況についてご報告いたしたいと思えます。

1番の区民等の意見提出手続の実施状況でございますが、意見提出期間は平成25年の3月11日から4月9日まで、公表の方法は、広報すぎなみ（3月11日号）及び区のホームページ、並びに産業振興センターほか、記載の場所での文書による閲覧に供しております。

2番の意見提出の実績でございますが、個人から4件、延べ12項目いただいております。内訳は、持参が1件、郵送が2件、電子掲示板が1件です。

3番の提出された12件の意見の概要とそれに対する区の考え方につきましては、別紙をごらんいただきたいと思えます。別紙1に記載してあります。

主な意見としては、全体としてよくまとまった計画とのご意見や、観光協会やNPOの活用に関するもの、産業の掘り起こしに関するもの、区内農家の果物を使用した和・洋菓子の製造や良質な区内農産物の提供に関するもの、そして、アニメに関するものなどがありました。それぞれに対する区の考え方を載せておりますが、ご意見の趣旨は、おおむね計画に含まれているものであり、計画の実施段階での参考とさせていただくことといたしました。

別紙2は、計画案の修正の一覧でございます。より適切な記述や誤記などによる修正を11カ所行っております。したがって、本計画におきましては、より適切な記述や誤記

などによる修正のみで、パブリックコメントを踏まえての修正は行わないということになります。

では、資料1の4番に戻っていただきます。修正後の計画を冊子にいたしまして、別紙3として添付いたしましたので、後ほどごらんいただければと思います。

また、この計画を確実に推進していくために、事業の実施状況を定期的に点検、評価して、適切な見直しを行ってまいります。そして、その状況につきましては、本審議会や産業団体に報告して意見を求めていきたいと考えております。

最後、5番として今後のスケジュールでございますが、昨日、この件について区議会の区民生活委員会へご報告しました。また、6月21日の広報すぎなみ並びにホームページでも公表する予定でございます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等、ございますか。

( なし )

○会長 それでは、審議会としても、杉並区産業振興計画の改定が行われたということを知っておきたいと思っております。

続きまして、きょうの議題の2番目、諮問事項に対する答申について議論したいと思います。中小企業振興基本条例の制定について、区長からこの審議会に対して諮問がございましたが、これに対する回答、答申をどうするかということについて、きょうはお諮りをしたいと思います。

条例検討部会の部会長をやっている副会長のほうからご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副会長 では、資料2に沿いまして説明させていただきます。

1の諮問事項「(仮称)中小企業振興基本条例」についてですが、皆様ご存じのとおり、当初、田中区長からの諮問事項はこの中小企業振興基本条例の制定となっております。ところが、審議会や条例検討部会での議論の結果、杉並区は多様な産業で構成されており、相互につながりがあるということで、商業や中小企業といった分類に捉われずに、杉並らしい産業である農業と商業、商店街とアニメなど、既存の産業のコラボレーションによって区内産業の振興を図ることを念頭に置き、新たな視点で制定する必要があるという結論に至りました。したがって、新たな条例は中小企業だけを対象とした条例ではなく、

産業全体の活性化を視野に入れた、幅広い産業を網羅した、杉並らしさを盛り込んだ条例とすることが適当であると考えます。

なお、議論にもなりましたが、議員立法によって制定されました「商店街における商業等の活性化に関する条例」につきましては、この両者の関係を整理した結果、この新たにつくる条例の中に包含させることが望ましいと考えるに至りました。

次に、2の条例制定による効果についてですが、施策の方向性や、区や事業者の責務等を明らかにすることにより、多様な産業の担い手がそれぞれの役割を自覚し、つながり合い、ひいては区内産業全体の発展を促すこととなります。また、区内の事業者は地域経済を支える主体であり、雇用創出の担い手でもあります。そのため、これらが持続的に発展することにより区民生活の向上が期待されます。

次の3が条例に盛り込むべき内容についてです。(1)前文についてですが、前文を置くことを基本的に前提として、条例制定の趣旨を明確にすることなどを前文で確認いたします。

その前文の内容として、3点あります。第1点は、杉並区は緑豊かなまちで、商業や工業、農業を初め、観光とかアニメ産業など、さまざまな産業が調和した良好な住宅都市として発展してきましたが、今後も杉並区がより質の高い住宅都市としてさらに発展していくためには、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、事業者や区民、区がそれぞれの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、相互に協力していく必要があるという視点であります。

第2点として、杉並らしさという観点からは、商業、工業、農業といった枠組みを超えた横のつながりを意識した事業を展開することで、既存の産業に捉われない事業者の発展を支援していく視点を盛り込むことが非常に重要であると考えております。この点については、ぜひとも前文に盛り込むべきだという結論に至りました。

第3点は、産業の持つ多面的な機能と魅力を将来に伝え、さらに発展していくということでもあります。

以上の3点を前文に盛り込んで、理念といいますか、条例の制定の趣旨を明確にしたいと思えます。

次に、(2)条例の目的ですが、この産業振興条例は、杉並区における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしているということを踏まえ、杉並区の産業振興に関する基本的な考え方を規定することにより、産業振興を総合的に推進し、もって区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とするものであります。また、区の産業に

携わる多彩な担い手の役割を明らかにし、一体性を持って産業振興に取り組むことを規定することにより、今後の杉並区の持続的、体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくことができる指針となるものと考えております。

次に、(3)基本方針・施策の方向性として、まず、基本方針についてご説明させていただきます。

審議会でも議論になりましたが、産業活動の主体は事業者ですので、活力ある地域産業の構築には、市場原理と自己責任の原則に基づいた自立した取り組みが不可欠であります。したがって、産業の振興は事業者の自由な事業活動によって達成されるため、事業者みずからの創意工夫と自助努力を基本として、区と事業者、産業団体及び区民が協力し、総合的なまちづくりの観点から産業の振興を推進していくということを基本理念として盛り込みたいと考えております。

次に、この基本方針に基づく施策の方向性としては、以下のようなものが考えられます。

1点目、住環境と調和のとれた都市型産業の推進を図るということであります。

2点目、区内産業の付加価値を高める取組を進めるなど、区内製品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進するという点であります。

3点目に、生活にうるおいや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりをすすめることにより、区民の利便性を向上させるということであります。

また、ここでも若干検討したことですが、区民生活に密着している商店街には、大規模小売店舗やスーパーマーケット、コンビニエンスストアのチェーン店など、多様な店舗が混在していますので、この商店街と大規模小売店との共存共栄による商店街の活性化を図るという点が重要であります。また、商店街が地域の核になり、にぎわいと交流の場となるよう推進するとともに、日常生活の利便性の向上、及び魅力ある商店街となるよう環境整備を推進するという点も付随して考えられます。

4点目の農業につきましては、後継者不足や農地の減少など多くの課題がありますが、優良な農地を確保し良質な農産物の供給を奨励するとともに、区民生活に安全、安心を与える豊かな緑の環境保全機能など、農地の持つ多面的機能を理解する必要があります。今後も区民生活にうるおいをもたらす、住環境と調和のとれた農業空間の創出に向けた優良な農地の保全に努めるという点が重要だと考えます。また、農業に関連して、5点目に、地産地消の推進や需要拡大により、活力ある都市農業の振興を目指すことといたします。

次、6点目の観光についてですが、地域の資源を発掘・活用・発信するとともに、回遊性の高い、魅力ある環境整備を進めることによって、まちづくりやイベント等を積極的に展開し、まちなぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう振興することといたします。

また、7点目、産業団体の活動を促進するために、団体への加入促進と組織の強化を図ります。産業振興の中心的役割を果たすのが商工会議所や商店会、商店会連合会でありますので、この各種団体の活動促進ということを規定したいと思います。

次に、8点目、ワーク・ライフ・バランスですが、仕事と生活の調和を図り、健康で働くことのできる環境の整備を推進します。

9点目、区民の安定的就労を促進する。

そして最後に、地域の抱える課題を多面的にとらえなおし、地域活性化の視点でまちづくりを総合的に推進するという、以上の約10点を施策の方向性として盛り込んでいくということで結論に至っております。

次に、(4)の区と事業者等の責務ということですが、この内容はこれまでの審議会、部会等で議論した内容を整理したものであります。

まず1点目としまして、事業者のコンプライアンスを含めた企業の社会的責任について規定いたします。すなわち、事業者は自らが地域社会を構成する一員として社会的責任があるとともに、区内産業の中心的な担い手であることを自覚し、地域コミュニティへの参加や地域活動に対して応分の負担を行うなど、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めるということを規定いたします。

2点目として、事業者は区民の生活環境との調和並びに区民生活の安定に十分配慮した事業展開が求められておりますので、自らの創意工夫と自助努力により、経営基盤の安定及び強化や、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇に努めるという内容を規定いたします。

3点目は、他の事業者と相互に連携し、情報交換・情報共有を行い、事業の展開と地域経済の発展のために活性化に努めるということとあります。

4点目といたしましては、産業団体加入者の優遇措置を設けるなど、産業団体の活動を推進することといたします。

5点目は、地域の活性化や区民の利便性向上に意欲を持って取り組む事業者・団体について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うということとあります。

最後が、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定めるという点であります。

以上が区と事業者の責務の内容であります。

最後に、(5)区民の理解と協力についてです。地域の産業は、区民生活に欠かせない製品を提供するだけではなくて、地域での雇用機会を生み出すなど、さまざまな形で区民生活にかかわってきております。したがって、区民は自らの消費行動が産業に与える影響と効果を理解し、区内製品の消費を積極的に進めるとともに、事業者や産業団体、区と手を取り合って、区内産業の振興施策の推進に協力していただきたい旨を条文化することを考えております。

以上でございます。簡単ではございますけれども、条例検討部会の議論をもとに、条例の答申案に盛り込むべき内容についてご報告させていただきました。

○会長 はい。ありがとうございます。冒頭ございましたように、区長からいただいている諮問に対して、特に中小企業振興基本条例について答申をする必要がありますが、ただいま副会長のほうからご説明しましたような内容をこの審議会としての答申としたいと思います。皆様のご質問、ご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 今のご説明いただいた諮問事項に対する答申についての、2ページ一番上の行、「商業・工業・農業」云々の「横のつながりを意識した」とありますが、「横のつながり」というのがどの程度の問題なのでしょうか。言葉としてはわかりますが、例えば、農業製品を商店街で売るという程度のものなのか、それよりももう少し次元の高い何か違った意味があるものなのか、伺いたいと思います。

○会長 はい。ただいまご質問いただいた点は、今まで振興計画の審議のときに議論したこととかかわる点だと思います。特に杉並で見ておりますと、それぞれの産業がお互いにかかわりが強い。農業も、北海道の農業とは全然違って、都市の中で、消費者に近いところで作られている農業であるし、それは当然商業とも関係が深いはずだと思います。あるいは、商業の中には、飲食業ということとも関係があるかもしれません。そういった全体の関連の中で農業の振興も考えたいというのが産業振興計画の内容ではなかったかと思えます。その考え方をこの振興条例の中に盛り込もうということでございます。

○委員 はい、わかりました。

○会長 ほかにいかがでございますか。

基本的には、副会長を初めとする条例部会の皆さんには、今まで議論してきた内容を



産業振興条例の中に盛り込むという基本的なラインで、議論をしていただきましたが。

○委員 今、会長がおっしゃられたように、今まで議論したことが、キーワードとして散りばめられていて大変よろしいと思いますが、もう一步踏み込んではどうでしょうか。一例としては、「多様な機能を備えた都市農地」の「多様な機能」とは何だろうというのを、もう一度区民の方々に理解していただくためには具体的に示していく必要があると思います。そういった言葉だけにならないような、具体的なところまでの落とし込みがあれば、素晴らしいものになると思います。

○会長 わかりました。これから条文化作業を進めていただくときに、今の点はご検討いただくようお願いしておきたいと思います。

ほかにいかがでございますか。

○委員 2ページと3ページに産業団体への加入について書いてあります。これについては審議会でかなり話題に上りましたので、商店街への加入は念頭にあるとは思いますが、ほかの産業団体もこれに含めて考えていくということでしょうか。

○会長 これから恐らくそれぞれの落とし込みが行われると思うのですが、基本的には、そういう同業者の皆さんがお互いの問題を解決していくために、できるだけ多くの方にそれぞれの団体の中に入っていただいて、みんなで問題を考えていくという基本的な考え方は、商店街だけでなく、ほかの団体でも同じではないかと思っています。

○委員 よろしいですか、再度。

今おっしゃられた部分は非常に大事だと思います。事業者としての自覚を持つとか自助努力が原則だとか、さまざまなキーワードがございます。以前の会でも話題にりましたが、ただ乗り論などに対しても、どの立場であれ、一人一人が積極的に自覚を持ちながらかかわっていくという意味で非常に大切だなと思いましたので、ぜひ、(4)を強調したままをお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。基本的には、そういう考え方でいきたいと思っています。やはりどこの産業団体でも、ただ乗りになると弱くなってしまいます。ですから、関係する皆さんがそれぞれ知恵を絞ってやっていくには、そういうところに集まっていただくということは大事ですし、区の行政でもそのほうが、いろいろお手伝い、サポートしやすいということがあろうかと思いますが、所長のほうから何かご意見等ございますでしょうか。

○産業振興センター所長 特にありません。

○会長 基本的にはそういう考え方でよろしいでしょうか。

○委員 答申について、もう一度確認させてください。1ページ、（仮称）中小企業振興基本条例の答申ということで始まって、いろいろ内容を吟味した結果が産業振興基本条例、この内容について審議したわけですね。それから、最後に書いてある、議員立法による「商店街における商業等の活性化に関する条例」。ここに条例というのが三つ出ているわけですが、それぞれの文章、言葉の表現は別として、産業振興基本条例ということで一本化しようと、こういう感覚で捉えてよろしいわけですね。

○会長 はい。そういうのが我々の答申にしたいということでした。

○委員 確認事項として申し上げました。以上です。ありがとうございました。

内容については、大変いいと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。我々が議論してきたことを、最後に答申の形にするために、副会長を初め、皆さんで議論していただきましたので、大体、遺漏なく入っていると思いますが、よろしいでしょうか。

（ 了承 ）

○会長 はい。それでは、この諮問事項に対する答申について、審議会としてお認めいただき、具体的に答申議案にするところは、私と副会長にご一任いただければ、多少文言の整理等をいたしまして答申といたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（ 了承 ）

○会長 ありがとうございます。

それでは、きょうの重要な議題が終わりました。

もう一度次長のほうから、今後のスケジュールをご確認いただけますか。

○産業振興センター次長 はい。ご審議ありがとうございました。

先ほど会長のほうからありましたように、今回、条例に関する諮問がございましたが、それに関する答申についての審議会は、きょうで終わりということにさせていただきたいと思います。それを受けまして、今後、会長、副会長に一任することでご了解を得ましたので、本日以降、会長、副会長を含めた形で産業振興基本条例の最終的な答申をつくっていきたいと思っております。答申を作成後、各委員にお送りいたしますので、ご確認いただければと思います。時期につきましては、6月中に答申が行われるよう準備を進めていきたいと思っております。

その後、区側は、答申を受けて条例の大綱案を作成していきます。7月下旬あたりに大綱案を決定し、8月上旬あたりに審議会を開き、その大綱案の説明、確認をさせていただきます。その確認後、8月下旬から9月半ばにかけて、一か月間パブリックコメント、区民等の意見を聞いていく予定でございます。

その後、それを踏まえた条例をつくりまして、11月の区議会で審議いただき可決されれば、条例として制定されます。大体12月上旬ぐらいに議案が決定されると予定しております。そして、12月下旬ごろに広報並びにホームページに条例を載せるつもりです。

今後のスケジュールについては、そのような予定でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

考えてみますと、今年の5月にこの審議会がスタートいたしまして、1年間、皆さんのお時間をいただいて、じっくりと議論してまいりました。本日、おかげさまでこの審議会としての一つの区切りを迎えることができました。これまでの皆様のご協力、ご審議への参加に対しまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。

所長、何か最後に一言ございますか。

○産業振興センター所長 何かこれで終わりになるような感じですが、決してそんなことはございません。答申ということでいただいて計画がつけられましたので、その計画に基づいて今どういうことが行われているかということなどもご報告をして、そういった方向性についても改めて審議会としての意見をいただくことも引き続き行っていきたいと思っております。とりあえず、大きな諮問の分についてはきょうで終わりということで、本当にありがとうございました。

○会長 本当に、どうも、皆さん、ありがとうございました。心から御礼を申し上げまして、この審議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。